

『しがぎん』ダイレクト利用規定 新旧対照表

テレホンバンキングのメニュー改廃に伴い、『しがぎん』ダイレクト利用規定の改訂を実施します。

なお、改訂後の規定は、2022年3月22日より適用致します。

現行	改正後
<p>2. 本人確認 本サービスの利用にあたっては、お客さまはキャッシュカード暗証番号、確認用暗証番号、ログインパスワードおよび会員番号を使用するものとし、当行はこれらの番号により本人確認を行います。</p> <p>(1)暗証番号の届出、会員番号、ログインパスワードの付与(略) (2)本人確認手続き ①テレホンバンキング 当行は、以下のサービスごとに電話による本人確認を次のとおり行います。</p> <p>A.<u>定期預金取引サービス(同一総合口座内の普通預金口座から定期預金口座へ振替入金する場合を除きます。)</u> <u>振込・振替サービス、外貨普通預金入出金サービス、住所変更受付サービス(『しがぎん』ダイレクト会員の場合)、取引明細書発行サービス、</u>キャッシュカード支払限度額変更サービス(キャッシュカード支払限度額の引上げの場合)、<u>他行自動機の支払利用停止(設定・解除)受付サービス(支払利用停止解除の場合)、</u>届出内容の変更については、次の方法により本人確認を行います。お客さまが電話で入力または口頭でオペレータに伝達した会員番号と当行に登録されている会員番号の一致、およびお客さまが電話で入力した申込代表口座のキャッシュカード暗証番号とあらかじめ申込代表口座のキャッシュカード取引のために当行へ届出の暗証番号との一致、およびお客さまが電話で入力した確認用暗証番号と事前に当行に届出の確認用暗証番号との一致を確認した場合は、当行は、お客さま本人の依頼とみなします。</p> <p>B.<u>照会サービス、定期預金取引サービス(同一総合口座内の普通預金口座から定期預金口座へ振替入金する場合)、ローン申込受付サービス、住宅ローン一部繰上返済受付サービス、預金口座振替受付サービス、住所変更受付サービス、</u>キャッシュカード支払限度額変更サービス(キャッシュカード支払限度額の引下げの場合)、<u>他行自動機の支払利用停止(設定・解除)受付サービス(支払利用停止設定の場合)、</u>カードローン借入・返済サービス、<u>投資信託取引サービス</u>の申込の受付については、次の方法により本人確認を行います。普通預金・貯蓄預金・カードローンのキャッシュカード利用時の暗証番号としてお客さまが電話で入力した暗証番号が、あらかじめ当該口座のキャッシュカード取引のために当行へ届出の暗証番号と一致した場合は、当行は、お客さま本人の依頼とみなします。</p> <p>②(略)</p>	<p>2. 本人確認 本サービスの利用にあたっては、お客さまはキャッシュカード暗証番号、確認用暗証番号、ログインパスワードおよび会員番号を使用するものとし、当行はこれらの番号<u>およびオンラインでの本人確認(以下「eKYC」といいます。)</u>により本人確認を行います。</p> <p>(1)暗証番号の届出、会員番号、ログインパスワードの付与(略) (2)本人確認手続き ①テレホンバンキング 当行は、以下のサービスごとに電話による本人確認を次のとおり行います。</p> <p>A.<u>住所変更受付サービス(『しがぎん』ダイレクト会員の場合)、</u>キャッシュカード支払限度額変更サービス(キャッシュカード支払限度額の引上げの場合)、届出内容の変更については、次の方法により本人確認を行います。お客さまが電話で入力または口頭でオペレータに伝達した会員番号と当行に登録されている会員番号の一致、およびお客さまが電話で入力した申込代表口座のキャッシュカード暗証番号とあらかじめ申込代表口座のキャッシュカード取引のために当行へ届出の暗証番号との一致、およびお客さまが電話で入力した確認用暗証番号と事前に当行に届出の確認用暗証番号との一致を確認した場合は、当行は、お客さま本人の依頼とみなします。 <u>なお、届出内容の変更(サービス指定口座の登録)に関しては上記の本人確認に加え eKYC での本人確認を実施します。</u></p> <p>B.<u>照会サービス、住宅ローン固定金利再特約受付サービス、ローン繰上返済受付サービス、住所変更受付サービス、</u>キャッシュカード支払限度額変更サービス(キャッシュカード支払限度額の引下げの場合)、<u>カードローン借入・返済サービス、カード再発行受付サービス</u>の申込の受付については、次の方法により本人確認を行います。普通預金・貯蓄預金・カードローンのキャッシュカード利用時の暗証番号としてお客さまが電話で入力した暗証番号が、あらかじめ当該口座のキャッシュカード取引のために当行へ届出の暗証番号と一致した場合は、当行は、お客さま本人の依頼とみなします。 <u>なお、カード再発行受付サービスに関しては上記の本人確認に加え eKYC での本人確認を実施します。</u></p> <p>②(略)</p>
<p>3. 暗証番号等の変更・管理、会員カードの紛失・盗難 (1)暗証番号等の変更・管理 ①<u>キャッシュカード暗証番号、</u>確認用暗証番号を変更したい場合または失念した場合には、直ちに『しがぎん』ダイレクトヘルプデスクへ届出てください。テレホンバンキングで本人確認を行ったうえで所定の書面を送付しますので再度届出てください。</p>	<p>3. 暗証番号等の変更・管理、会員カードの紛失・盗難 (1)暗証番号等の変更・管理 ①確認用暗証番号を変更したい場合または失念した場合には、直ちに『しがぎん』ダイレクトヘルプデスクへ届出てください。テレホンバンキングで本人確認を行ったうえで<u>受電した携帯電話番号宛へショートメッセージサービス(以下、「SMS」といいます。)</u>を送信いたします。SMSに指定されたURLにアク</p>

現行	改正後
<p>②ログインパスワードを失念した場合は、直ちに『しがぎん』ダイレクトヘルプデスクへ届出てください。テレホンバンキングで本人確認を行ったうえで会員カードとともに再発行処理を行います。なお、ログインパスワードは、インターネットバンキングの利用画面により随時変更できるものとします。</p> <p>③～④ (略)</p> <p>(2) 会員カードの管理</p> <p>① (略)</p> <p>② 会員カードを盗難や紛失された場合には、直ちに『しがぎん』ダイレクトヘルプデスクへ届出てください。この届出を受けた時は、当行は本サービスの取扱を中止します。この届出以前に生じた事故・損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、お客さまの負担とします。なお、本サービスの利用を再開する場合は、「会員カード」を再発行するものとし、当行本支店の店頭に掲示した所定の再発行手数料を申込代表口座より引落します。</p> <p>(3) パソコンの紛失 (略)</p>	<p>セシいただき、eKYC により本人確認を行い、手続きを完了ください。なお、SMS が受信できない場合等は所定の書面を送付しますので再度届出ください。</p> <p>② ログインパスワードを失念した場合は、直ちに『しがぎん』ダイレクトヘルプデスクへ届出てください。テレホンバンキングで本人確認を行ったうえで当行所定の変更手続(第 3 条第 1 項 ①の方法)のうえ会員カードとともに再発行処理を行います。なお、ログインパスワードは、インターネットバンキングの利用画面により随時変更できるものとします。</p> <p>③～④ (略)</p> <p>(2) 会員カードの管理</p> <p>① (略)</p> <p>② 会員カードを盗難や紛失された場合には、直ちに『しがぎん』ダイレクトヘルプデスクへ届出てください。この届出を受けた時は、当行は本サービスの取扱を中止します。この届出以前に生じた事故・損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、お客さまの負担とします。なお、本サービスの利用を再開する場合は、「会員カード」を再発行するものとし、当行本支店の店頭へ掲示もしくは当行ホームページに掲載した所定の再発行手数料を申込代表口座より引落します。</p> <p>(3) パソコンの紛失 (略)</p>
<p>4. 取引の依頼</p> <p>(1) 取引依頼の方法 (略)</p> <p>(2) 取引指定口座の届出</p> <p>照会サービス(テレホンバンキングを除きます。)、定期預金取引サービス(テレホンバンキングで同一総合口座内の 普通預金口座から定期預金口座へ振替により入金する場合を除きます。)、振込・振替サービス、ペイジー(税金・各種料金支払)サービス、投資信託取引サービス等を利用する場合、お客さまは利用申込時に以下の口座を当行所定の申込方法にて届出てください。</p> <p>① サービス指定口座……振込・振替資金等の引落口座(以下「出金指定口座」といいます。)、振替資金等の入金口座(以下「入金指定口座」といいます。))および投資信託取引の引落口座および入金口座(以下、「指定預金口座」といいます。))。口座の名義および住所は申込代表口座の名義および住所と各々同一の口座に限るものとします。外貨預金口座の登録は、外貨預金口座開設時または開設後に振替入金口座として申込代表口座を届出ることにより、自動的に登録されるものとします。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(3) 取引依頼の確定</p> <p>① (略)</p> <p>② 定期預金取引サービス、振込・振替取引サービス、外貨普通預金入出金取引サービス、ペイジー(税金・各種料金支払)サービスおよび投資信託取引サービス(購入)による取引を以下「資金移動取引」といいます。「テレホンバンキング」による資金移動取引および一部の受付取引については、当行が依頼内容を自動音声による復唱の方法で返信しますので、当行所定の方法により確認した旨を伝えてください。</p> <p>「インターネットバンキング」による資金移動取引および一部の受付取引については当行が依頼内容を画面上に表示しますので、当行所定の方法により確認した旨を伝えてください。</p> <p>(4) 取引の成立 (略)</p> <p>(5) 取引内容の確認</p> <p>①～② (略)</p>	<p>4. 取引の依頼</p> <p>(1) 取引依頼の方法 (略)</p> <p>(2) 取引指定口座の届出</p> <p>照会サービス(テレホンバンキングを除きます。)、定期預金取引サービス、振込・振替サービス、ペイジー(税金・各種料金支払)サービス、投資信託取引サービス等を利用する場合、お客さまは利用申込時に以下の口座を当行所定の申込方法にて届出てください。</p> <p>① サービス指定口座……振込・振替資金等の引落口座(以下「出金指定口座」といいます。)、振替資金等の入金口座(以下「入金指定口座」といいます。))および投資信託取引の引落口座および入金口座(以下、「指定預金口座」といいます。))。口座の名義および住所は申込代表口座の名義および住所と各々同一の口座に限るものとします。なお、サービス指定口座に登録されている普通預金口座を返済口座にする当行所定のカードローン口座は自動的にサービス指定口座に登録できるものとします。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(3) 取引依頼の確定</p> <p>① (略)</p> <p>② 定期預金取引サービス、振込・振替取引サービス、ペイジー(税金・各種料金支払)サービスおよび投資信託取引サービス(購入)による取引を以下「資金移動取引」といいます。「インターネットバンキング」による資金移動取引および一部の受付取引については当行が依頼内容を画面上に表示しますので、当行所定の方法により確認した旨を伝えてください。</p> <p>(4) 取引の成立 (略)</p> <p>(5) 取引内容の確認</p> <p>①～② (略)</p>

現行	改正後
<p><u>③電話による振込取引については、後日、その内容を通知しますので、直ちに取引内容を確認し、取引内容について照会する場合は、『しがぎん』ハローサポートへ連絡してください。</u></p> <p>(6)取引内容の保存（略）</p> <p><u>(7)外貨預金取引</u></p> <p><u>①外貨預金取引を依頼する場合は、お客さまは外国為替相場の変動により差益または差損が発生することがあることを確認したものと、差損については、お客さまの負担とします。</u></p> <p><u>②外貨預金取引は、この『しがぎん』ダイレクト利用規定のほか、「外貨預金共通規定」および「外貨普通預金規定(通帳省略口)」にて取扱います。</u></p> <p>(8)投資信託取引（略）</p> <p>(9)資金の引落とし（略）</p>	<p>③（削除）</p> <p>(6)取引内容の保存（略）</p> <p>(7)（削除）</p> <p><u>(7)投資信託取引（略）</u></p> <p><u>(8)資金の引落とし（略）</u></p>
<p>7. 定期預金取引サービス</p> <p>(1)定期預金取引の内容</p> <p>定期預金取引サービスは、お客さまからの<u>電話</u>、パソコン等による依頼に基づき、当行が本人確認した口座について、定期預金の入金、明細照会、解約予約を行う場合に利用できるものとします。ただし、定期預金は当行所定の種類に限るものとし、解約予約の受付は、満期日の2ヵ月前の応当日から満期日の前営業日の当行所定の時限内とします。解約予約により総合口座通帳内の定期預金を解約する場合、その元利金を入金する口座は、同一総合口座内の普通預金口座に限るものとします。なお、定期預金取引サービスでは、定期預金の満期日前の解約は取扱いできません。</p> <p>(2)（略）</p> <p>(3)依頼内容の変更・取消</p> <p><u>①テレホンバンキング</u></p> <p><u>定期預金入金・解約予約の依頼内容が確定した後は、依頼内容を変更することまたは取消することはできません。</u></p> <p><u>②インターネットバンキング</u></p> <p>お客さまは定期預金入金の依頼を当行所定の時限を過ぎて行った場合、当行所定の時刻までに限り、当行所定の方法により当該取引の取消依頼を行うことができます。定期預金解約予約の依頼内容が確定した後は、依頼内容を変更することまたは取消することはできません。</p> <p>(4)適用利率（略）</p> <p>(5)資金の振替（略）</p> <p>(6)定期預金預入明細回答後の取消・変更</p> <p>お客さまの<u>電話</u>、パソコンによる依頼に基づき当行が行った回答は、残高、預入明細等を当行が証明するものではなく、回答後であっても当行が変更または取消等を行う可能性があります。このような変更または取消のために生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由による場合を除き、お客さまの負担とします。</p>	<p>7. 定期預金取引サービス</p> <p>(1)定期預金取引の内容</p> <p>定期預金取引サービスは、お客さまからのパソコン等による依頼に基づき、当行が本人確認した口座について、定期預金の入金、明細照会、解約予約を行う場合に利用できるものとします。ただし、定期預金は当行所定の種類に限るものとし、解約予約の受付は、満期日の2ヵ月前の応当日から満期日の前営業日の当行所定の時限内とします。解約予約により総合口座通帳内の定期預金を解約する場合、その元利金を入金する口座は、同一総合口座内の普通預金口座に限るものとします。なお、定期預金取引サービスでは、定期預金の満期日前の解約は取扱いできません。</p> <p>(2)（略）</p> <p>(3)依頼内容の変更・取消</p> <p>お客さまは<u>インターネットバンキングにより</u>定期預金入金の依頼を当行所定の時限を過ぎて行った場合、当行所定の時刻までに限り、当行所定の方法により当該取引の取消依頼を行うことができます。定期預金解約予約の依頼内容が確定した後は、依頼内容を変更することまたは取消することはできません。</p> <p>(4)適用利率（略）</p> <p>(5)資金の振替（略）</p> <p>(6)定期預金預入明細回答後の取消・変更</p> <p>お客さまのパソコンによる依頼に基づき当行が行った回答は、残高、預入明細等を当行が証明するものではなく、回答後であっても当行が変更または取消等を行う可能性があります。このような変更または取消のために生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由による場合を除き、お客さまの負担とします。</p>
<p>8. 振込・振替サービス</p> <p>(1)振込サービスの内容</p> <p>振込サービスは、お客さまからの<u>電話</u>、パソコンによる依頼に基づき、当行が本人確認をしたうえでお客さまが指定する出金指定口座よりお客さまの指定する金額(以下「振込金額」といいます。)を引落とし、あらかじめ当行あて登録した預金口座への振込(以下「事前登録振込」といいます。)およびお客さまが都度指定する当行の国内本支店、または当行以外の金融機関の国内本支店の預金口座への振込(以下「都度振込」といいます。)を行う場合に利用できるものとします。また、<u>パソコンにより依頼を行う場合</u>、お客さまは当行所定の日数の範囲内で振込の取引日付を指定することができるものと</p>	<p>8. 振込・振替サービス</p> <p>(1)振込サービスの内容</p> <p>振込サービスは、お客さまからのパソコンによる依頼に基づき、当行が本人確認をしたうえでお客さまが指定する出金指定口座よりお客さまの指定する金額(以下「振込金額」といいます。)を引落とし、あらかじめ当行あて登録した預金口座への振込(以下「事前登録振込」といいます。)およびお客さまが都度指定する当行の国内本支店、または当行以外の金融機関の国内本支店の預金口座への振込(以下「都度振込」といいます。)を行う場合に利用できるものとします。また、お客さまは当行所定の日数の範囲内で振込の取引日付を指定することができるものとします。なお、振込の受付にあたっては、当</p>

現行	改正後
<p>ます。なお、振込の受付にあたっては、当行所定の振込手数料(消費税を含みます。)をいただきます。</p> <p>(2)振替サービスの内容 振替サービスは、お客さまからの<u>電話</u>、パソコンによる依頼に基づき、当行が本人確認をしたうえでお客さまの指定する出金指定口座から入金指定口座へお客さまの指定する金額(以下「振替金額」といいます。)を振り替える場合に利用できるものとします。また、<u>パソコンにより依頼を行う場合</u>、お客さまは当行所定の日数の範囲内で振替の取引日付を指定することができるものとします。ただし、出金指定口座がカードローン口座の場合は、入金指定口座は当該カードローンの返済指定口座に限るものとします。</p> <p>(3)振込・振替上限金額の設定 (略)</p> <p>(4)振込先口座の確認</p> <p>①お客さまからの<u>電話</u>、パソコンによる依頼に基づき、受け付けた振込は、振込依頼の内容と振込先金融機関の届出内容とを照合し、その照合結果をパソコンの利用画面への表示<u>またはオペレータの口頭による伝達</u>により、お客さまに確認いただき、振込依頼を受付するものとします。なお、振込先口座の確認機能は、金融機関の振込先口座の確認ができる共同システムに不参加の金融機関および振込先金融機関の事情等により利用できない場合があります。その場合は、振込依頼内容のまま処理をいたしますので、予めご了承ください。</p> <p>② (略)</p> <p>(5)取引の実施日 振込・振替の実施日および資金の引落日は、原則として受付日当日とします。また、当行所定の日数の範囲内で取引日付を指定する場合は、指定された取引日とします。ただし、取引の依頼内容確定時点で当行所定の時限を過ぎている場合、または受付日が銀行窓口休業日の場合は<u>次のとおりとなります。</u></p> <p><u>①電話による依頼の場合は、振込・振替資金は「出金指定口座」から受付日当日に引落とし、翌営業日に「入金指定口座」あてに振込通知手続き及び入金処理を行います。</u></p> <p><u>②パソコンによる当座預金を入金指定口座とする振替依頼の場合は、振替資金は「出金指定口座」から受付日当日に引落とし、翌営業日に「入金指定口座」あてに入金処理を行います。</u></p> <p>(6)依頼内容の取消</p> <p><u>①テレホンバンキング</u> <u>振込・振替の依頼内容が確定した後は、依頼内容を取消することはできません。</u></p> <p><u>②インターネットバンキング</u> お客さまは当行所定の時限以降または取引日付を指定して依頼を行った場合、当行所定の時刻までに限り、当行所定の方法により当該取引の取消依頼を行うことができるものとします。</p> <p>(7)依頼内容の訂正・組戻 (略)</p> <p>(8)以下の各号に該当する場合は、振込または振替はできません (略)</p>	<p>行所定の振込手数料(消費税を含みます。)をいただきます。</p> <p>(2)振替サービスの内容 振替サービスは、お客さまからのパソコンによる依頼に基づき、当行が本人確認をしたうえでお客さまの指定する出金指定口座から入金指定口座へお客さまの指定する金額(以下「振替金額」といいます。)を振り替える場合に利用できるものとします。また、お客さまは当行所定の日数の範囲内で振替の取引日付を指定することができるものとします。ただし、出金指定口座がカードローン口座の場合は、入金指定口座は当該カードローンの返済指定口座に限るものとします。</p> <p>(3)振込・振替上限金額の設定 (略)</p> <p>(4)振込先口座の確認</p> <p>①お客さまからのパソコンによる依頼に基づき、受け付けた振込は、振込依頼の内容と振込先金融機関の届出内容とを照合し、その照合結果をパソコンの利用画面への表示により、お客さまに確認いただき、振込依頼を受付するものとします。なお、振込先口座の確認機能は、金融機関の振込先口座の確認ができる共同システムに不参加の金融機関および振込先金融機関の事情等により利用できない場合があります。その場合は、振込依頼内容のまま処理をいたしますので、予めご了承ください。</p> <p>② (略)</p> <p>(5)取引の実施日 振込・振替の実施日および資金の引落日は、原則として受付日当日とします。また、当行所定の日数の範囲内で取引日付を指定する場合は、指定された取引日とします。ただし、<u>パソコンによる当座預金を入金指定口座とする振替依頼の場合に</u>、取引の依頼内容確定時点で当行所定の時限を過ぎている場合、または受付日が銀行窓口休業日の場合は振替資金は「出金指定口座」から受付日当日に引落とし、翌営業日に「入金指定口座」あてに入金処理を行います。</p> <p>(6)依頼内容の取消 お客さまは当行所定の時限以降または取引日付を指定して依頼を行った場合、当行所定の時刻までに限り、当行所定の方法により当該取引の取消依頼を行うことができるものとします。</p> <p>(7)依頼内容の訂正・組戻 (略)</p> <p>(8)以下の各号に該当する場合は、振込または振替はできません (略)</p>
<p><u>10. 外貨普通預金入出金サービス</u></p> <p><u>(1)外貨普通預金入出金サービスの内容</u> <u>外貨普通預金入出金サービスは、お客さまからの電話の依頼に基づき、当行が本人確認をしたうえでお客さまが指定する円貨普通預金から外貨普通預金または外貨普通預金から円貨普通預金へお客さまが指定する金額を振り替える場合に利用できるものとします。なお、振替可能な円貨普通預金</u></p>	<p>(削除)</p>

現行	改正後
<p><u>は、外貨普通預金口座開設時または開設後に届出の同一名義の申込代表口座とします。</u></p> <p><u>(2)入出金上限額の設定</u> 1日に依頼できる円貨普通預金から外貨普通預金、または外貨普通預金から円貨普通預金への振替限度額は、<u>当行所定の範囲内とします。</u></p> <p><u>(3)取引の実施日</u> 外貨普通預金入出金の実施日は受付日当日とします。</p> <p><u>(4)適用外国為替相場による換算</u> 外貨普通預金の入出金時の外貨と円貨との換算については、<u>当行所定の外国為替相場により取扱います。なお、当行所定の外国為替相場は、テレホンバンキング受付時に口頭により確認できるものとします。</u></p> <p><u>(5)依頼内容の変更、取消 外貨普通預金入出金サービスの依頼の場合、その取引確定後の依頼の変更・取消は一切できません。</u></p> <p><u>(6)以下の各号に該当する場合は、入出金取引はできません。</u></p> <p><u>①受付時に</u>出金金額が出金指定口座の払戻可能残高を超えるとき。</p> <p><u>②出金指定口座あるいは入金指定口座が解約済のとき。</u></p> <p><u>③預金者より、出金指定口座からの支払停止あるいは入金指定口座への入金停止届出があり、それに基づき当行が手続きを行ったとき。</u></p> <p><u>④差押、法的整理、保全処分等やむを得ない事情があり、当行が当該口座の支払取引あるいは入金取引を不適当と認めるとき。</u></p>	
<p><u>11. 投資信託取引サービス</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 利用対象者 日本国内に居住する<u>満 20 歳以上</u>の方かつ、投資信託口座の登録を届出している方とします。 なお、投資信託取引サービスは満 90 歳に達した日以降、購入、解約、投信積立追加、投信積立変更の取引ができなくなります。</p> <p>(3) 利用上限金額 (略)</p> <p>(4) 購入・解約・投信積立の資金振替方法 (略)</p> <p>(5) 取引の変更・取消 (略)</p> <p>(6) 電子交付サービス (略)</p> <p>(7) 非課税口座(NISA)の開設申込 (略)</p> <p>(8) 投資信託取引サービスの解約 (略)</p> <p>(9) 注意事項等 (略)</p>	<p><u>10. 投資信託取引サービス</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 利用対象者 日本国内に居住する方(<u>未成年者を除く</u>)かつ、投資信託口座の登録を届出している方とします。 なお、投資信託取引サービスは満 90 歳に達した日以降、購入、解約、投信積立追加、投信積立変更の取引ができなくなります。</p> <p>(3) 利用上限金額 (略)</p> <p>(4) 購入・解約・投信積立の資金振替方法 (略)</p> <p>(5) 取引の変更・取消 (略)</p> <p>(6) 電子交付サービス (略)</p> <p>(7) 非課税口座(NISA)の開設申込 (略)</p> <p>(8) 投資信託取引サービスの解約 (略)</p> <p>(9) 注意事項等 (略)</p>
<p><u>12. ローン申込受付サービス</u></p> <p><u>(1)ローン申込受付サービスの内容</u> <u>ローン申込受付サービスは、お客さまからの電話による依頼に基づき、当行が本人確認をした場合に、当行所定のローンの「仮審査申込」に利用できるものとします。なお、保証会社は当該ローン所定の保証会社とします。</u></p> <p><u>(2)個人信用情報の利用</u> <u>お客さまは、ローン申込受付サービスを利用するにあたって、以下の事項に同意するものとします。</u></p> <p><u>①お客さまの信用情報が、当行ならびに保証会社の加盟する個人信用情報機関および同機関と提携する個人信用情報機関に登録されている場合、ローンの審査を行うために登録されている信用情報を当行ならびに保証会社が利用すること。</u></p> <p><u>②当行ならびに保証会社が、ローンの審査を行うため当行ならびに保証会社の加盟する個人信用情報機関を利用した場</u></p>	<p>(削除)</p>

現行	改正後
<p>合、利用した日時等の客観的な申込事実が当該個人情報情報機関に登録されること、および当行ならびに保証会社が加盟する個人情報情報機関の加盟会員が、取引上の判断のために登録された信用情報を利用すること。なお、本サービスにて利用する保証会社、個人情報情報機関、個人情報情報機関に登録される情報等については、この規定の末尾を参照してください。</p> <p>(3) 審査結果の通知</p> <p>①第1項のローン仮審査申込についての審査結果は、電話等によりお客さまに通知します。この通知は、原則として申込時に届出のあった連絡先あてに行うものとします。</p> <p>②審査結果の通知はあくまでも電話による仮審査申込内容に基づく「仮審査結果」であり、審査の結果仮承認となった場合でも別途正式なお申込が必要です。その際には、正式な申込書および確認資料等の提出が必要となりますので、お申込のご本人さまが原則としてお借入希望店の窓口までお越しください。なお、審査結果のご連絡日から実際のお借入日までの期間が1ヵ月を越える場合には、再審査とさせていただきます。</p> <p>③この仮審査申込の内容と、ご来店時にご提出いただく正式な申込書ならびに確認資料の内容とが相違する等の場合には、ご連絡した審査結果の内容にかかわらず、ご希望にそいかねる場合があります。</p> <p>④ご希望のお借入限度額またはお借入額は審査によっては、お申込まいただいたお借入希望限度額またはお借入額を下回る場合があります。</p> <p>⑤審査の結果、ご希望にそえない場合もございますが、審査内容についてはご回答できかねますので、あらかじめご了承ください。</p>	
<p>13.住宅ローン固定金利再特約受付サービス（略）</p>	<p>11.住宅ローン固定金利再特約受付サービス（略）</p>
<p>14. <u>住宅</u>ローン<u>一部</u>繰上返済受付サービス</p> <p>(1) <u>住宅</u>ローン<u>一部</u>繰上返済受付サービスの内容</p> <p>①お客さまからの電話による依頼に基づき、当行が本人確認をした場合に当行で借入れた<u>住宅</u>ローンについて、債務の一部を期限前に繰上げて返済（以下「一部繰上返済」といいます）する依頼を行うことができるものとします。本サービスにおける一部繰上返済は期間短縮方式となります。<u>なお、本サービスでは、住宅ローンの全額繰上返済を行うことはできません。</u></p> <p>②<u>住宅</u>ローン<u>一部</u>繰上返済受付サービスに関し、ローン契約書（金銭消費貸借契約証書）（以下「原契約」といいます）の定めにかかわらず、特段の合意がない限り本利用規定が適用されるものとし、本利用規定の定めのない事項については原契約の定めによるものとします。</p> <p>(2) 対象のローン</p> <p><u>住宅</u>ローン<u>一部</u>繰上返済受付サービスの利用可能な<u>住宅</u>ローンの種類は、当行所定のものとなります。なお、当該<u>住宅</u>ローン、当行で借入れたその他ローンの元利金の返済状況等によっては、本サービスをご利用いただけない場合があります。</p> <p>(3) サービスの利用について</p> <p>①<u>住宅</u>ローン<u>一部</u>繰上返済受付サービスに関し、受付が可能な日は、原契約に定める毎月の約定返済日のうち、当行所定の日とし、当行所定の時限までに依頼するものとします。</p> <p>②お客さまが<u>住宅</u>ローン<u>一部</u>繰上返済受付サービスの利用により一部繰上返済を行う場合には、本サービスの利用をもって内容を確定し、変更契約とするものとし、別途書面等によ</p>	<p>12. ローン繰上返済受付サービス</p> <p>(1) ローン繰上返済受付サービスの内容</p> <p>①お客さまからの電話による依頼に基づき、当行が本人確認をした場合に当行で借入れたローンについて、債務の<u>繰上返済または一部</u>を期限前に繰上げて返済（以下「一部繰上返済」といいます）する依頼を行うことができるものとします。本サービスにおける一部繰上返済は期間短縮方式となります。</p> <p>②ローン繰上返済受付サービスに関し、ローン契約書（金銭消費貸借契約証書）（以下「原契約」といいます）の定めにかかわらず、特段の合意がない限り本利用規定が適用されるものとし、本利用規定の定めのない事項については原契約の定めによるものとします。</p> <p>(2) 対象のローン</p> <p>ローン繰上返済受付サービスの利用可能なローンの種類は、当行所定のものとなります。なお、当該ローン、当行で借入れたその他ローンの元利金の返済状況等によっては、本サービスをご利用いただけない場合があります。</p> <p>(3) サービスの利用について</p> <p>①ローン繰上返済受付サービスに関し、受付が可能な日は、原契約に定める毎月の約定返済日のうち、当行所定の日とし、当行所定の時限までに依頼するものとします。</p> <p>②お客さまがローン繰上返済受付サービスの利用により一部繰上返済を行う場合には、本サービスの利用をもって内容を確定し、変更契約とするものとし、別途書面等による契約の締</p>

現行	改正後
<p>る契約の締結は行いません。なお、当行所定の方法により取扱うものとします。</p> <p>③～④ (略)</p> <p>⑤一部繰上返済に伴い、保証料の返戻が発生する場合は、後日 住宅ローン返済用預金口座へ返戻保証料を入金するものとします。</p> <p>(4)費用の引落</p> <p>①一部繰上返済に係る 一部繰上返済額、未払利息、および手数料等本サービス利用の一切の費用につき、住宅ローンの返済用預金口座を出金指定口座とみなして、繰上返済日に引落しするものとします。</p> <p>②お客さまは、一部繰上返済に係る 一部繰上返済所要額を繰上返済日の前日までに住宅ローン返済用預金口座に入金するものとし、残高不足等の理由により、引落しができない場合には、当該一部繰上返済の受付がなかったものとして取扱いいたします。</p> <p>(5)依頼内容の変更・取消</p> <p>住宅ローン 一部繰上返済受付サービスで依頼内容が確定した後は、当該依頼内容の変更・取消は、原則できないものとします。</p> <p>(6)利用上の制限</p> <p>当行は、住宅ローン 一部繰上返済受付サービスの利用回数、その他必要事項について、利用上の制限を設けることができます。</p>	<p>結は行いません。なお、当行所定の方法により取扱うものとします。</p> <p>③～④ (略)</p> <p>⑤繰上返済および一部繰上返済に伴い、保証料の返戻が発生する場合は、後日ローン返済用預金口座へ返戻保証料を入金するものとします。</p> <p>(4)費用の引落</p> <p>①繰上返済および一部繰上返済に係る繰上返済額、未払利息、および手数料等本サービス利用の一切の費用につき、ローンの返済用預金口座を出金指定口座とみなして、繰上返済日に引落しするものとします。</p> <p>②お客さまは、繰上返済および一部繰上返済に係る繰上返済所要額を繰上返済日の前日までにローン返済用預金口座に入金するものとし、残高不足等の理由により、引落しができない場合には、当該繰上返済または一部繰上返済の受付がなかったものとして取扱いいたします。</p> <p>(5)依頼内容の変更・取消</p> <p>ローン繰上返済受付サービスで依頼内容が確定した後は、当該依頼内容の変更・取消は、原則できないものとします。</p> <p>(6)利用上の制限</p> <p>当行は、ローン繰上返済受付サービスの利用回数、その他必要事項について、利用上の制限を設けることができます。</p>
<p>15. 預金口座振替受付サービス</p> <p>(1) 預金口座振替サービスの内容</p> <p><u>預金口座振替サービスは、お客さまからの電話による依頼に基づき、本人確認をした口座および、当行所定の方法により本人名義と確認できた口座について、当行所定の収納企業への諸料金等の支払に関する預金口座振替契約を申込みする場合に利用できるものとします。お客さまが預金口座振替を申込みする場合は、別途定める「口座振替規定」を承認するものとします。</u></p> <p>(2) 口座振替規定、収納企業への届出</p> <p><u>各収納企業への届出は、お客さまに代わって当行が行います。諸料金等の預金口座振替の開始時期は各収納企業の手続完了後とします。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>16. 住所変更受付サービス</p> <p>(1) 住所変更受付サービスの内容</p> <p>住所変更受付サービスは、お客さまからの電話、パソコンによる依頼に基づき、当行が本人確認をした場合に、届出住所を変更することができるものとします。</p> <p>(2) 住所変更受付サービスの申込の受付</p> <p>①当座勘定・融資 (shigagin card STIO および消費者向け無担保カードローンのみご契約の場合は除く)・外国為替の取引または障害者等の少額貯蓄非課税制度・財産形成非課税貯蓄制度・障害者等の少額公債非課税制度を利用して いる場合等取引内容によっては手続きできない場合があります。</p> <p>②～③ (略)</p>	<p>13. 住所変更受付サービス</p> <p>(1) 住所変更受付サービスの内容</p> <p>住所変更受付サービスは、お客さまからの電話、パソコンによる依頼に基づき、当行が本人確認をした場合に、届出住所を変更することができるものとします。</p> <p>(2) 住所変更受付サービスの申込の受付</p> <p>①当座勘定・融資 (shigagin card STIO および当行所定の消費者向け貸出のみご契約の場合は除く)・外国為替の取引または障害者等の少額貯蓄非課税制度・財産形成非課税貯蓄制度・障害者等の少額公債非課税制度を利用して いる場合等取引内容によっては手続きできない場合があります。</p> <p>②～③ (略)</p>
<p>17. 取引明細書発行サービス</p> <p>(1) 取引明細書発行サービスの内容</p> <p><u>取引明細書発行サービスは、お客さまからの電話による依頼に基づき、当行が本人確認をした場合に利用できるものとします。発行した取引明細書は当行届出住所あて郵送させていただきます。なお、本サービスが利用できる口座はサービス指定口座に登録されている口座に限ります。また発行可能な口座の 預金科目・取引日の範囲は当行所定の預金科</u></p>	<p>(削除)</p>

現行	改正後
<p><u>目、取引日の範囲とさせていただきます。</u></p> <p><u>(2)手数料</u> 取引明細書発行には、当行所定の手数料がかかります。手数料は、取引明細書を発行する該当口座より引落すものとします。</p>	
<p><u>18. キャッシュカード支払限度額変更サービス (略)</u></p> <p><u>19. 他行自動機の支払利用停止(設定・解除)受付サービス</u> <u>(1) 他行自動機の支払利用停止(設定・解除)受付サービスの内容</u> 他行自動機の支払利用停止受付サービスは、お客さまからの電話による依頼に基づき、当行が本人確認をした場合に、当行が規定する「他行自動機基準」に該当する自動機(振込機を含みます。)を使用した預金の払戻しおよび振込の利用停止設定または利用停止解除をする場合に利用できるものとします。ただし、利用停止解除は、『しがぎん』ダイレクト会員に限るものとします。 <u>(2) 他行自動機の支払利用停止(設定・解除)受付サービスの申込受付 他行自動機の支払利用停止(設定・解除)受付サービスにより受付けた場合、受付日当日中の処理となります。処理完了前に生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、お客さまの負担とします。</u></p>	<p><u>14. キャッシュカード支払限度額変更サービス (略)</u> (削除)</p>
<p><u>20. カードローン借入・返済サービス (略)</u></p>	<p><u>15. カードローン借入・返済サービス (略)</u></p>
<p><u>21. 通知・照会等の連絡先 (略)</u></p>	<p><u>16. 通知・照会等の連絡先 (略)</u></p>
<p><u>22. 届出事項の変更等</u> (1)届出事項に変更があった場合には、直ちに当行所定の書面により申込代表口座開設店ならびにサービス指定口座開設店に届出てください。ただし、住所変更、家族口座の登録・解約、振込先口座の登録・解約については、本人と確認できた場合、電話により『しがぎん』ハローサポートへ届出ることができるものとします。なお、届出以前に生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由による場合を除き、お客さまの負担とします。 (2)前項に定める届出事項の変更の届出がなかったために当行からの通知または当行が送付する書類等が延着し、または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。 (3) (略)</p>	<p><u>17. 届出内容の変更等</u> (1)届出内容に変更があった場合には、直ちに当行所定の書面により申込代表口座開設店ならびにサービス指定口座開設店に届出てください。ただし、住所変更、<u>サービス指定口座の登録・解約</u>、家族口座の登録・解約、振込先口座の登録・解約については、本人と確認できた場合、電話により『しがぎん』ハローサポートへ届出ることができるものとします。なお、届出以前に生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由による場合を除き、お客さまの負担とします。 (2)前項に定める届出内容の変更の届出がなかったために当行からの通知または当行が送付する書類等が延着し、または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。 (3) (略)</p>
<p>(追加)</p>	<p><u>18. カード再発行受付サービス</u> <u>(1)カード再発行受付サービスの内容</u> お客様からの電話による依頼に基づき、当行が本人確認をした場合に、当行が発行したカードの再発行受付の依頼を行うことができるものとします。なお、電話による本人確認に加え、<u>eKYCでの本人確認を実施します。</u> <u>(2)対象のカード</u> カード再発行受付サービスの利用可能なカードの種類は、<u>当行所定のキャッシュカード(屋号付きのカードおよびキャッシュカード(ビジネス用)等は除く)、ローンカード(ビジネスカードローンは除く)、Shigagin card STIO(エスティオ)、『しがぎん』Visa デビットカードとします。</u> <u>(3)サービスの利用</u> <u>①カード再発行受付サービスのご利用には、電話での本人確認に加え、eKYCでの本人確認を実施します。本人確認を行った携帯電話番号宛にSMSを送信します。SMSに指定されたURLにアクセスいただき、当行所定の方法により本人確認を行い、手続きを完了ください。なお、SMSが受信できないまたはeKYCによる本人確認が完了できない場合、店頭での再発行手続きが必要となります。</u> <u>②カード再発行受付サービスで受付けたカード再発行では、</u></p>

現行	改正後
	<u>受付から処理完了まで日数がかかります。この間に生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由による場合を除き、お客様の負担とします。</u>
23. ワンタイムパスワード認証サービス (1)～(5) (略)	19. ワンタイムパスワード認証サービス (1)～(5) (略)
24. 本サービスによる預金等の不正な払戻し被害補償 (1)～(5) (略)	20. 本サービスによる預金等の不正な払戻し被害補償 (1)～(5) (略)
25. 解約等 (1)～(4) (略)	21. 解約等 (1)～(4) (略)
26. 規定の準用 (略)	22. 規定の準用 (略)
27. 契約期間 (略)	23. 契約期間 (略)
28. 規定の変更 (1)～(3) (略)	24. 規定の変更 (1)～(3) (略)
29. 譲渡質入れの禁止 当行の承諾なしに本サービスに基づくお客様の権利および預金等の譲渡・質入れ契約上の地位の移転ならびに会員カードの第三者への貸与等はできません。	25. 譲渡質入れの禁止 当行の承諾なしに本サービスに基づくお客様の権利および預金等の譲渡・質入れ契約上の地位の移転ならびに会員カードの第三者への貸与等はできません。
30. 合意管轄 本規定に基づく取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、 <u>当行本支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。</u>	26. 合意管轄 本規定に基づく取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、 <u>当行本店の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。</u>
<p><u><ローン申込受付サービスにて利用する保証会社、個人情報情報機関等に関する事項></u> <u>ローン申込受付サービスにて利用する保証会社、保証会社が審査に利用する情報、個人情報情報機関は次のとおりとする。</u></p> <p><u>1. 利用保証会社</u> <u>(1) 株式会社滋賀ディーシーカード</u> <u>滋賀県大津市浜町 1 番 10 号</u> <u>(2) 株式会社オリентコーポレーション</u> <u>東京都千代田区麹町 5 丁目 2 番地 1</u> <u>(3) エム・ユー信用保証株式会社</u> <u>東京都新宿区西新宿 1-6-1 新宿エルタワー14 階</u> <u>(4) 三菱 UFJ ニコス株式会社</u> <u>東京都文京区本駒込 6-14-23</u> <u>(5) PayPay カード 株式会社</u> <u>福岡県福岡市博多区博多駅前 4 丁目 21 番 26 号</u> <u>(6) 株式会社セゾンファンデックス</u> <u>東京都豊島区東池袋三丁目 1 番 1 号サンシャイン 60 53 階</u></p> <p><u>2. 保証会社が審査に利用する情報</u> <u>お客様がローンの仮申込みを行なうにあたりオペレータが口頭でお聞きした事項</u></p> <p><u>3. 個人情報情報機関</u> <u>(1) 全国銀行個人信用情報センター (KSC)</u> <u>東京都千代田区丸の内 1-3-1</u> <u>(2) 株式会社シー・アイ・シー (CIC)</u> <u>東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 15 階</u> <u>(3) 株式会社日本信用情報機構 (JICC)</u> <u>東京都千代田区神田東松下町 41-1</u></p> <p><u>4. 個人情報情報機関登録情報</u> <u>(1) ローン申込みをした事実</u> <u>(2) 客観的な取引事実</u> <u>(3) 債務の支払いを延滞した事実</u></p>	(削除)

以上